

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2010-253737(P2010-253737A)

【公開日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-045

【出願番号】特願2009-104613(P2009-104613)

【国際特許分類】

B 3 2 B 15/06 (2006.01)

B 3 2 B 25/14 (2006.01)

F 0 2 F 11/00 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 15/06 Z

B 3 2 B 25/14

F 0 2 F 11/00 N

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

<ニトリルゴムコンパウンド>

ニトリルゴムとしては、NBRまたはHNBRが用いられ、好ましくは中高ニトリル(CN含量31~35%)~高ニトリル(CN含量36~42%)、さらに好ましくは中高ニトリルのものが用いられる。NBRとしては、市販品、例えばJSR製品N235S、日本ゼオン製品Nipol 1041等が用いられる。HNBRは、アクリロニトリルブタジエンゴム中の炭素-炭素二重結合のみを選択的に水素化することにより得られるゴムであり、ニトリルゴムと比較して耐熱老化性、耐候性、耐化学薬品性が改良されているといった特徴がある。かかるHNBRとしては、好ましくはヨウ素価30以下、さらに好ましくは耐熱屈曲性の点からヨウ素価が10~15のものが用いられ、本発明では市販品、例えば日本ゼオン製品Zetpol 2000(ヨウ素価7以下)、同社製品Zetpol 2020(ヨウ素価28)、同社製品Zetpol 2020L(ヨウ素価28)、同社製品Zetpol 2010(ヨウ素価11)などが用いられる。